配布先なし			主催	福祉課	No. 1		
議事録名 佐	久市保健福祉審議会障害者福祉部会	決裁	部長	課長	係長		記録者
日時	平成25年10月30日(水) 13:30~15:10		開催場所	議会棟第	第一委員会室	時間	100分
出欠	保健福祉審議会障害者福祉部会委員11名(欠席2名)						

13時30分 開会

福祉課

本日の障害者福祉部会につきましては部会委員13名の委員さんのうち9名の委員さんにご出席頂いておりますので、佐久市保健福祉審議会条例第6条第2項の規定によりまして本会が成立している事に関しましてご報告いたします。では、次に部会長挨拶。佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会長中山部会長お願いいたします。

部会長

皆さん本日は、委員の皆様方に置きましては大変お忙しい所、障害者福祉部会にご出席いただきましてありがとうございました。ご案内の通り、第1次佐久市障がい者プラン後期計画(案)についてでございますが、前回にて、素案といいますかイメージ案について色々な意見を出していただきました。それをベースに事務局がまとめたものがすでに皆様方のお手もとに案が出されているわけですが、本日も色々な意見を頂戴いたしましてより良い後期計画が出来ますようご協力を頂きたいと思います。

福祉課長挨拶 皆様こんにちは。お忙しい所、ご出席を頂きましてありがとうございます。今回の障害者福祉部会におきまは、前回皆様方にご検討いただき色々なお立場でご意見を頂戴いたしまして各役所の中の保健福祉関係、建設、経済部関係、教育委員会関係等担当課で、再度協議をいたしまして各課で検討いたしまして再度、内容についてまとめさせていただいたものが素案になっております。本当に冊子となる段階での素案でございまして、この内容でよろしければ冊子としてもっていきたいと思います。また、皆様方のそれぞれの立場で果敢の無い意見を頂戴いたしまして、今後また検討いたしまして仕上げて参りたいと思います。細かい言葉じりや細かい言い回しにつきましては、今後、修正して参りますので内容について検討して頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。ご案内ですが、この11月2日~4日まで佐久市の総合文化祭に合わせまして、福祉展が開催されます。会場は野沢会館になっております。どうぞご来場いただきたいと思いま

福祉課

先ほど9名と申し上げましたが、ただいま2名の委員さんがおいでいただきましたので本日の出席委員 さんは11名ということでよろしくお願いいたします。続きまして審議事項に入りますが、会議事項につきま しては、佐久市保健福祉審議会条例第6条第1項、第7条第7項の規定によりまして、部会長が議長とな ることになっておりますので、中山部会長よろしくお願いいたします。

すのでよろしくお願いいたします。本日はお忙しい所、ご検討いただくわけですが有意義なご検討となります

部会長 それでは早速ですが、本日の審議事項に入らさせていただきます。審議事項(1)第1次佐久市障がい者 プラン後期計画の概要について事務局から説明をお願いいたします。

福祉課 第1次佐久市障がい者プラン後期計画の概要について説明

部会長 ご意見等ございましたらお出しください。(意見なし)あくまで、概要ですので次に進ませて頂きます。

ようご意見を頂戴したいと思います。本日はどうぞよろしくお願い致します。

福祉課 第1編~2編の説明

委員 伺いたいのですが、身体とか精神とかの障がいの実数としては分かるのですがこのような方々が年齢構成がどうなっているのか、一人暮らしなのか大勢で暮らしているのか支援者が家族の中にいるのか、困り 具合というかどのような支援をしたら良いのか見えてこなくて、私たちがどんな役に立てるのか ちょっと分からない。中身が知りたい。統計はないものでしょうか。あるけど出せないのか。 福祉課 年齢の構成は分かりますが、家族の状況につきましては個人情報保護の関係でなかなか把握が出来 ない形になっている。今後、災害等の関係も出てきますので検討している最中でございます。

委員 プランを立てるには、実態の中で一番大事な部分に計画を入れていく為には、もう少し知りたい。

今年委員になったばかりで、まだ様子が分からない。見ても、なんだか何が問題なのかが見えにくい。 高齢化しているように感じる、家族に頼ることが多いと思いますが、家族の方がもっと高齢化しているので

はないか、そうすればどうやって自立生活を送るかが心配なんですけど。

福祉課大変貴重な意見を頂きましたので、課内で検討させて頂きます。

委員 個人情報保護に関しまして、それぞれの家庭の中でそういう目的で家庭の状況の情報が、利用されるんであ

ればOKですよという同意を頂ければ利用できるんですよね。

福祉課そうです。今後、その同意をもらう方法について検討をしているところでございます。

委員 まだ、そういう事を言ってくれる人はいいけど、そういう事を言ってくれる人すらいない人もいるんじゃないか。

そういう人にどういう支援ができるのか。

委員 P5の対象なんですが、本計画の対象とする障がい者のところですが今、障害者基本法では、「身体障害、

知的障害、精神障害、かっこ発達障害、それとその他、心身の機能の障害があるものであって」となっている と思うが、心身の機能の障がいがあるものというのはおそらく難病の人も含まれると思うが、また、障がい及び 社会的障壁という言葉があると思う、社会的障壁というのがこういったプランを立てる上で大変大きなことだ と思う。障がいと社会的障壁というのをしっかり位置づけなくてはいけない。あと、障がいの範囲外と書いてあ

るが、総合支援法ではすでに難病の方が障がい者の中に位置づけられているので訂正が必要だと思う。

ここは、今、障害者総合支援法で難病の方も障がいの規定に含まれるという事になっておりまして、130疾病ということで限られた方しか対象になっていないので、それ以外で難病にかかっている方が制度の狭間に置かれている中で、その方達にも市としては支援していこうということで、表現は良くないかもしれませんが

ここに書かさせていただきました。

委員 総合支援法で定める障がいの範囲外というのは、あえて言わなくてもいいのではないか。確かに障がいの中には入らない患者さんもいて、ただ医療を受けているだけという方もいるかと思うんですが、法律の中では

きちんと位置付けられていますよね。

福祉課 貴重な意見をいただきましてありがとうございます。

福祉課 第3編、第4編の説明

福祉課

部会長 今の説明について、何かご意見等ありましたらお願いいたします。

委員 23ページの就労支援の強化ということで、就労の機会や場所が増えていくという事は大変すばらしいことですが、施設とのトラブルが増えてきているような印象がありますので行政の立場から、集団指導等書いていただいてはいるわけですが、施設等にアドバイス、助言、法令順守というのも合わせてお願いしたいと感じています。もう1点違うテーマでお話をさせていただくと、先ほどちょっとお話しのあった障がい者の名簿について38ページ災害時要援護者リストの関係ですが、全国的にも整備が要求されているところですが、特にこの前の大震災の際、名簿は存在したが数パーセントしか実態を把握していなくて、震災が起きた後に、1戸1戸回って援護が必要な障がい者をしらみ潰しに把握していったという市町村があるという事を聞いたことがあります。

今あるリストについて、本当に支援が必要な人を十分把握できているのかは重要な問題提起であります。 個人情報保護に関しては、動機や目的を明示して集めなければいけないですが、過剰反応して、そこを恐れるあまり実際に必要な情報を把握出来ていないという事になると何の意味もないです。また、自分で手を挙げられない人をどうやって拾い出して行くか、前向きに協議できればいいと思う。P26に法人後見の受任というお話がありまして、こちらは広域連合で成年後見支援センターというものがございまして、ここでの一番の課題が法人後見の受任です。法人後見というのは、個人で受けるのが今までの形でありましたが、非常に難しいケ ース、お金のない方のケースに関しては全国的に社会福祉協議会等が母体となりまして法人で受けるというケースが非常に増えてきている。是非、佐久地域でも法人後見を促進しますとお書きいただいているところですが、また実現に向けて皆さんとお話ができればと思います。また、そのように要望したいところであります。

部会長

ただ今出していただいた意見について、何かございますでしょうか。

福祉課

就労支援につきましては、障がい者雇用の関係と併せて現在、障害者優先調達推進法の関係を進めている所でございまして、庁舎の関係部署、福祉課だけではなく全庁的に佐久市の方針として現在取り組んでいこうという方向になっておりますが、まだまだ形にはなっていない状況であります。そこにあわせまして、市のみならず、福祉の事業所並びに企業などとの関係も出てきますので今後、非常に大きな課題となると思われます。また、委員さんの立場から色々な課題等がありましたらこちらの方へも教えて頂ければありがたいと思います。また、我々としましても法人後見の受任に関しましても非常に大きな課題であると感じておりますので、成年後見支援センターとも話をしながら進めていきたいと思います。防犯、防災対策に関しましては、先ほど委員さんからもお話がございましたが、過剰に反応してもいけないと思っております。すでに、災害対策基本法が制定されておりまして本人の同意が無くてもリストを作成して下さいという時代になっております。今、福祉課だけでなく、全庁的に要援護者をどのようにリストアップしていくか、福祉避難所をどのようにしていくか災害支援に関して話合いをしている所でございます。また、ご意見がございましたら、是非いただければありがたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

中山部会長

他にございますか。

委員

30ページの所ですが、障がい者の参加者が固定化傾向にあるということですが、私も身体障害者福祉協会をやっておりますが、出てくれる人が固定化していてもう少し会員数も多いのでスポーツやイベントに多く参加してほしい。聞いてみると「知らなかった」という人も多いが、参加者を一人でも多く増やすには市で計画したイベントがあるようでしたら、なるべく広報等を通じて多くの人に参加してもらいたいという要望でお願いしたいと思います。

福祉課

こちらとしても、広報等を通じて情報提供をしていきたいと思います。一元的に障がい者が集まる場があればそのような所で、情報を集約して伝えていきたいと思っています。今後も、検討していきたいと思います。

委員

回覧方式はみんな見ますから、枚数も少ないしそのような方法でやる方法もある。また、身近に感じるんではないか。

委員

20ページのこれからは地域で暮らすという流れの中で、居住の場の確保に続いてグループホーム等の施設整備を促進しますということなんですが、これから5年間の先を見据えると、これからグループホーム、ケアホームは一体化にはなりますが、これからはもっと多様な住まいの場が検討されてもいいのではないか。公営住宅のような、一人暮らしを支えるようなことが提案されてもいいのかな。24ページに福祉的就労の促進があるんですが、福祉的就労という言葉の意味が、うしろの資料をみると福祉的な事業所とあるんですが、少し表現があいまいかなあという感じがする。今回の資料3の中で福祉的就労の場の拡充とありますが、福祉的就労というものを地域活動支援センターのことを言うのか、就労BなのかAなのか、どこで30名増やしていくのかという所で、具体的に福祉的就労をどこの事業所で担ってもらいながら、枠を拡大していくのかを明記された方が良い。もう1点は、障がい者を支える家族が非常に高齢化してくる。家族が支えられない時期が近い将来来るかなと思う。そういった中で、居宅介護を充実させていかなければならないと思っていますが、この目標の中に居宅介護とか住まいの場の具体的な資料3に繋がるようなことが出てきていないように感じる。

福祉課

「居住の場の確保」では、グループホームの整備しか取り上げておりませんが、公営住宅については「生活基盤の安定」で入居基準の緩和等を検討するということで取り上げております。20ページの「居住の場の確保」にもグループホームの整備促進だけでなく、幅広く盛り込めるよう検討したいと思います。

委員 また、住み慣れた家、両親が入院・施設等にはいってしまい障がい者だけ取り残されているお宅が佐久市 にも多くある。住み慣れた家で住み続けていきたいという方もいらっしゃると思います。居住の場の確保に ついては、そういった家での生活を支える支援の仕組みが必要。住み慣れた家で住み続けるニーズに応 えるような内容も必要ではないでしょうか。

福祉課 おっしゃる通り、ハード面しか考えていませんでしたので、貴重なご意見を頂きありがとうございました。 がループホーム、ケアホームを増やすという事は、以前は比較的簡単に増やせたんです。例えば、借家を利用してとかだったですが、最近は火災とかの問題で簡単にいかなくなってきた。借家を借りるとすれば、それに適合するような対策をとらなければ、住む人の障害程度区分によるでしょうけれど、グループホームであれば用途変更しなくてもよかったんですが、障がいが重い方が住むような場所になると用途変更の中で手を加えなくてはいけなくなった。以前は借家を利用してどんどん増やせたが、消防法の問題や安全上の問題をどういうふうにクリアしながら増やしていくかがあり、足踏み状態になっています。それも含めて検討していただければと思います。

21ページですけれども、サービスの質の確保という項目の所で以前出された冊子の佐久市の障害者プラン第1次の方においては、現状と課題の所に第三者評価の実施、自己評価のことが記載されているんですけれど、ところが、今度のにはそれが削除されていますね。その自己評価と第三者評価というのはとても重要なこと。どうして削除されたのか。本文の方には同じように載っている。自己評価、第三者評価がこの5年間の中でどのように前進してきたのか、その前進してきた

なかでこの現状と課題のところで文章を削ったのか。

福祉課 市の方から積極的にできなかった部分がございまして、今後、どのようにしていくかということも 検討していかなければならないと感じています。

委員 住民の中からも不満もあるわけですね。施設に対して。そういったことを改善していくためにも自己 評価や第三者評価は非常に重要なことだと感じている。どう位置づけられているか検討して頂きたい。

福祉課 市の方から積極的に関与できない部分があったので、事業所の方で自己評価をしていただくとか 第三者評価機関の評価をしていただく形で、市の方から積極的にやってくださいという事は 申し上げていない状態でしたので、今回、現状と課題からは省かせて頂きました。また、盛り込む かどうかは、事業所の自己評価や第三者評価の現状を確認し、検討していきたいと思っております。

委員 現状がどうなっているか、確認して頂きたい。

部会長 それについていかがですか。

委員

福祉課 指定管理をお願いしている施設に関しましては、第三者評価委員を必ず設置して施設内の評価をするという ことをお願いしている。実際に、指定する時にお願いをしているだけで状況の把握は出来ていませんので、 ご意見も頂きましたところで検討していきたいと思います。

部会長 事業所の立場で言えば、自立支援法によってかなり色々な面が切りつめられたりして、そういったものをやるような状況ではないようなところはある。ただ、第三者機関自身も最近はあまり見なくなった。あちこちでそれをやる人がでたんですかね。ところが、それを利用する人が少ないと言うことでどの程度の機関がそれをやっているのか。東京都の施設は都が補助金をだして第三者機関の評価を受けると言った感じでやったようですね。長野県自体は出来るだけ受けると言う程度。ただ、法人の担当が県から市に移った関係で、今後、市が受けなさいという指導があればそれも必要になってくる思いますが。ただ、色々なチェック機能も増えているなかでどうやっていくかというのまちる

委員 自己評価の方法の一つとして、施設を取り巻く周囲の人たちで第三者委員会を施設ごとにつくる ということが、福祉の中では結構行われていた。それぞれの施設が自己評価のためにそういったもの を作っていきましょうという方向にしたらどうか。利用者代表とか民生委員何人かで、利用者の声や気になる事をあげていただいて、それがどうなっているのか確認すると言うやり方で。

委員 施設によっては、非常に閉鎖的なところもありまして、批判が届かない。だから、評価の仕方も地域全 体がそういうところに参加できるようなことも必要だし、情報の公開も必要になってくると思います。

知的障がいの関係で佐久圏域の施設10施設位ありますが、佐久福祉ネットワークというものを作り 第三者委員を置いて各施設で法人単位で苦情の受付をしてオンブズマンが入ってというのがあったでん すけれども、各施設からオンブズマンを1人づつ推薦して、3人で組になって施設を担当し、定期的に 施設を周り利用者の意見を聞いたりして、持ち寄ったものを、どういう意見があったのかをまとめまして、 各施設配布しまして、どういう問題がある、例えば利用者と職員の関係だとか、利用者同士の問題だとか、 家族の問題だとか、いろいろな意見が出ますので、それを共有して、第三者の立場で見てもらうという活 動をして、毎年それをまとめたものを施設に報告している。そういう活動をネットワークを組んでやっています。

第1章の人口の推移ですが、現状の数値であって、今後のシュミレーションが提示されていない。例えば、認知症の方が認知症の方を介護する時代になってきている。それだけ、切羽つまった状態での計画の策定になるという位置づけですが、なんか緊迫感がないですよね。いかがでしょうか。例えば、2050年の資料を持ってきましたが、肩車型になって65歳以上一人に対して、20歳から64歳は1.2人になります。1人が1人を支える時代になるんですよね、2050年には。この先まで考えた所のプランニング、早急に行動プランみたいなものを立てて実践していかないとまずい気がします。

委員 高齢者の部門でのプランは別にあるわけですよね。これは、障がい者のプランと考えて良いんですよね、 良くは出来たプランですが、もう少しの所の意見を出し合えばいいと思うのですが。

委員 包括的なケアが必要だと思う。住民の皆さんにも説得力のある形の策定が望ましいと思う。

福祉課 人口的な推移は、佐久市の全体的な計画の中にも載せてありますので、載せられると思います。障がい者に 関しても、数値目標の中で推計としては、手帳の所持者が今後伸び率からいってどのくらいになるのかを推 計としては出せます。それを、載せるのかということについては、今後検討します。

委員
国の統計をサンプル的に入れることも可能だと思います。

部会長

委員

福祉課 人口的な推移は載せられると思いますが、またご意見も頂戴したので検討していきたいと思います。さきほど、委員さんから親の高齢化などとても重要なご指摘を受けました。前回も、ご意見を頂戴していた所で前回の計画の後期計画というところで、前回の計画に対してどうだったか、それを今後どうしていくかという計画なものですからそれについては触れていなかったという事で、漏れてしまっています。また、どこに入れ込んでいくかはまた検討していきたいところであります。

福祉課 どこかに入れ込んでいくということではなく、全体的にそれぞれの施策の中に地域と連携して障がい者を支えていくということで入れ込んであります。例えば、防災や健康づくりなどです。

委員 例えば、今健康づくりという話があったからなんですが、対象者の皆さんはどのくらい健診を受けていらっしゃるのか、その結果で何か普通の人とは違う状況があって、どういう支援が必要なのかといった、プランはとてもいいんですけれど、その根拠となる実態と合わせた時にこんなんふうだからこういうプランなんですと、まだまだこういう部分が足りないからこういう計画をいれるんですとか、そういうものが見えるといいんですけど、実態が見えない。いろいろな施策で谷に落ちている人がたくさんいる実情が気になっている。そういった人たちに手が及んでいない状況を把握しておいた方いいと思います。そういうもとにこういう計画があるといった形のほうが説得力があると思います。

部会長 前期の時にはなかったことも出てくることもありますので、重要なことは盛り込んでほしいということもあるので 検討いただきたい。

委員 44ページの保健医療サービスの充実ですが、4大疾病から5大疾病に精神が入ったんですよね。それで精

神の対策が医療計画の中に含まれているものですから、講演会や研修会の機会を増やすことが44ページで、48ページの福祉教育の推進で、たとえば精神のご家族の方や関係者が学校に行って話をする等の場面を設けることで、福祉の心を育てることも必要ではないか。そういったこともプランの中に入れていただきたいと思います。全体を通して当事者参加の視点、障がいをもって、家の中に閉じこもって、外に出られないという方がけっこういらっしゃるかと思うんですよね。全体として参加のところで、生きがいを持って、生活が送れるための支援をプランの中に入れてほしいと思います。どこの項目にいれればよいかはわかりませんが。その為には当事者会のことが、ここではピアカウンセリングという言葉で紹介されているのですが、身体障がい者の会、知的障がい者の会、精神障がい者の当事者の会、発達障がい者の会、難病の会などの活動を支援し、主体的に生きて行かれるような視点を盛り込んでほしい。

福祉課 貴重なご意見を頂きましたので、検討させて頂きたい。

部会長 主役は障がい者ですからね。

福祉課 数値目標について説明

部会長数値目標の所で何かご意見ありますでしょうか。

委員 工賃アップは重要なことであるが、現状もやっていただいているとは思いますが、市として公的施設 の仕事を地活や就労継続Bに積極的に委託して頂き、工賃アップにつなげていただきたいと思います。

福祉課優先調達推進法の関係もございますので、関係課等と話しながら検討していきたいと思います。

委員 数値目標で、小諸養護学校の卒業生を見込んで数値を入れていただきありがとうございました。以前、小諸 養護学校の卒業生の保護者から、一般の方と同じ仕事をしていても、出来高で賃金をだいぶ下げられてし まったという話がありました。子供はそのお給料でも、毎日楽しく通っているという話を聞きました。工賃は二 の次というわけではないですが、子ども達が毎日楽しく通える場所が親としては欲しい思います。ただ、工賃 アップは子供の自信に繋がるし、また就労に対する意欲アップにつながるので是非取り組んでいただきたい と思います。

部会長 一般就労の賃金については、人権の関係にも関わってくると思います。人権の面や就労支援の拡大の面い ろいろと関わってきますので、プランの中にどういったふうに反映させていくのかが課題だと思います。他に何 かございますでしょうか。なければ、その他に移らせていただきます。

部会長事務局より、今後の流れの説明をお願いいたします。

福祉課 本日皆さんに審議して頂きましたものを検討、修正させて頂きまして、11/18に企画調整委員会の方にかけまして12月の第1週をめどにパブリックコメントを2週間ほどかけまして、1月下旬に再度皆さんに審議して頂いて審議会に答申して頂く予定になっております。よろしくお願いいたします。

部会長本日は、貴重なご意見をたくさん出していただいたと思います。ありがとうございました。

福祉課 中山部会長さんありがとうございました。以上をもちまして、佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会 を終了させて頂きたいと思います。本日はありがとうございました。